

国際化時代の知的所有権 をめぐる若干の考察

中山 政 義

目 次

I 研究の目的

II 主要国の知的所有権制度

1. アメリカの知的所有権制度と保護強化の動き

(1)アメリカ包括通商法

- a. 関税法337条の改正
- b. 特許法の改正

(2)新しい種類の知的所有権に関する法制整備

- a. コンピュータプログラム
- b. 半導体チップ保護法の制定

c. トレード・シークレット

(3)アメリカ知的所有権制度の問題点

2. ヨーロッパの知的所有権保護の動き

(1)現在の制度

(2)EC 統合による知的所有権制度への影響

III 知的所有権の国際的調整と問題点

1. パリ条約

2. 国別格差と問題点

IV 国際知的所有権の将来への展望

I 研究の目的

現在ほど知的所有権の重要性が問われる時代はない。国際的な交流が極めて盛んになっている今日、知的財産を保護するための制度として各国に存在する知的所有権制度の、国際的な調整がどのようになされていくかということを検討することは、技術立国である我が国の将来にとっても重要である。

知的所有権は、知的活動の成果に対する権利である¹⁾。それを保護することによって知的活動を奨励し、社会の産業と文化を豊かにすることが、知的所有権制度の目的である。では、知的所有権がなぜいま注目を浴びるようになったのであろうか。

その背景には、先端技術の進歩と産業構造の変化、経済活動の国際化および世界経済の相互依存関係の拡大といった要因があげられるが、さらに、アメリカの産業空洞化²⁾や貿易収支の悪化も重要な要因となっている。アメリカにおいては製造業が衰えを見せ始め、貿易赤字は世界最大を記録している。しかし、それに関わらず、技術そのものは世界的に見てまだ比較的優位の状況にあり、この時期にアメリカとし

ては知的財産の保護の強化を図る必要があった。知的所有権保護の立法により使用料徴収³⁾はもちろん、通商法を強化し、アメリカ企業を支援して国際競争力をつけさせることを狙っているというべきであろう。アメリカにとっては、世界各国に知的所有権保護の強化を訴えることが国益に直結する重要な緊急課題となった。このことが知的所有権に関わる日米通商摩擦をもたらし、GATTのウルグアイ・ラウンドで知的所有権がとりあげられることにもつながったのである。ボーダレス経済の下では当然であるが、このようなアメリカの動きが現在の世界的な知的所有権重視の傾向に大きく影響していることは否定できない⁴⁾。

本稿では、まずアメリカとヨーロッパの知的所有権制度、そして次に、現在の国際的な知的所有権制度のあり方とその問題点を考え、将来の展望へと若干の考察を試みることにする。

〔注〕

- 1) 知的所有権は、物に対する権利である物権、他人に対してある行為を請求できる権利である債権とならぶ、「知的な創作」および「営業の標識」に関して幅広く認められる財産権であり、知的成果という目に見えない財産（無体財産）に対する

権利である。従来は、知的な創作物に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権が中心であったが、最近の技術革新によって範囲がさらに拡大されようとしている。コンピュータ・プログラムは、ハードウェアと結びついたものは特許権の対象となるとともに、著作権の改正後その法律の保護対象になり、半導体チップの配置権は半導体集積回路法によって保護されることになった。また、トレード・シークレットの保護強化を図るべく、わが国では改正不正競争防止法が1991年6月15日に施行された。

- 2) アメリカでは、国内企業がもっとも有利な企業戦略を実現すべく、低賃金の外国に次々と生産拠点を移転した結果、産業の空洞化が進んだ。
- 3) アメリカの国際貿易委員会 (ITC) の推定によると、アメリカ企業が、諸外国で知的所有権保護が不備なために特許・著作権・ブランドなどの侵害で受けた損失は、1986年で年間430億から610億ドルに達するという。
- 4) 舛井一仁編『国際ビジネス法』(WAVE 出版1990年) 88頁参照

II 主要国の知的所有権制度

1. アメリカの知的所有権制度と保護強化の動き

現在の知的所有権をめぐる国際情勢を認識する上で、アメリカによる知的所有権保護の強化について考えることは重要な意味を持つ。双子の赤字に悩み、経済力・国際競争力の低下を製品の技術開発力の低迷に見出したアメリカは、独自の科学・技術の振興策を採用し、また一方では、産業に直接的なつながりを持ち、利益創出力のあるコンピュータソフト、バイオテクノロジーの分野の知的所有権の世界的確立を望んだ。そして知的財産の権利化を通商政策の重要な柱としはじめたのである⁵⁾。このアメリカの知的所有権に対する保護強化の動きが、世界に影響を与えている。

具体的には、GATTの新ラウンドにおいて、農業問題と知的所有権が焦点となったことから始まる。1986年ウルグアイ・ラウンドでは、IPC⁶⁾の圧力を受けたアメリカ政府の提案で「知的所有権の貿易関連側面に関する交渉⁷⁾」がもたれることとなったのである⁸⁾。

(1) アメリカ包括通商法

アメリカ包括通商法は、1988年8月に法律として成立した⁹⁾。法案が1987年に提出されてから、保護主義的内容が強いために諸外国からも成り行きが注目されてきたが、1988年に両院協議会での実質的審議が開始され、ゲッパート条項のように極端な保護主義条項を削除した後、現在の内容で成立した。

この包括通商法では、アメリカが過去10年以上にわたり知的所有権の保護強化を図っていることが反映され、関税法337条の改正や特許法の改正だけではなく、外国と通商協定を交渉する場合の主要交渉項目として知的所有権が取り上げられた¹⁰⁾。

a. 関税法337条の改正

関税法337条は、物品の輸入や販売における不公正な競争方法または不行正な行為は違法であるとして、違反の有無を調査し、また違反となった場合の排除命令等について定める。過去の適用例をみると、不公正行為として337条の問題とされたもののほとんどは特許侵害・商標侵害に関するものであった¹¹⁾。

1974年時の関税法337条と改正337条の相違点をみると、①旧337条には不公正輸入の原因としての知的所有権侵害と規定はないが、改正337条では知的所有権侵害を不公正貿易慣行の主要なものとしている ②337条適用における被害要件の削除、旧337条が適用されるには、特許侵害などの不公正な行為の存在以外に、その行為によってアメリカの産業に損害が発生していることを立証しなければならなかったが、提訴の根拠が特許権・商標権・著作権・半導体チップ上のマスクワークである場合に限り、これらに対する権利侵害のときはこの被害要件を削除するというもの¹²⁾ ③アメリカの知的所有権の保護対象を拡大 ④請願人の資格要件の緩和 ⑤ITCの調査期間の短縮、従来7カ月のものを90日以内に、期間延長も6カ月から60日へと短くなる¹³⁾ ⑥ITCの決定の容認を大統領ではなく USTR が行う¹⁴⁾などであり、いずれも

知的所有権保護強化が明確な改正理由となっている。

b. 特許法の改正

「製法の特許」に対する保護をより完全なものとなるように改正した。いままでアメリカの特許法では、アメリカ国外で生産が行なわれていけば、たとえアメリカ国内で製法の特許が認められていても、製品の輸入に関して、その特許法上の保護は与えられないことになっていた。そこでこの特許法を改正し、製造された国を問わず保護される物質特許と同様の保護を与えるようにしたのである。日本やヨーロッパ諸国は、以前から物質特許と製法特許の保護は区別されていない。この改正は、包括通商法成立から6カ月後に発行された¹⁵⁾。

(2)新しい種類の知的所有権に関する法制整備

1985年1月、ヤングレポートにおいて¹⁶⁾、アメリカ国内産業の国際競争力強化のためのもっとも重要な課題として、知的所有権の保護強化が提言され、また1987年1月には大統領教書で、知的所有権の保護が今後のアメリカ経済の最重要政策課題の1つであるとうたわれた。この時期、1980年代には知的所有権に関する様々な法制の整備が行なわれている。

a. コンピュータプログラム

アメリカでは、1978年の「著作権ある著作物の新技術による使用に関する国家委員会¹⁷⁾」の報告を受けて、1980年に著作権法が改正され、コンピュータプログラムは著作権として保護されることとなった¹⁸⁾（アメリカ著作権法117条）。このためコンピュータプログラムそのものについては特許性を否定しているが、コンピュータプログラムを含んだ発明については特許が与えられる¹⁹⁾ ²⁰⁾。

b. 半導体チップ保護法の制定

アメリカにおいては、1984年半導体の回路配置に関する法的保護を認めるため「半導体チップ保護法」が制定された²¹⁾。この法律では、半導体のマスクワークを開発した者には10年間の排他的独占権を与えているが、他に独自に開発

した者にその効力は及ばないとされる。また、外国人については、その外国人の国がアメリカと同様の保護を与えているかどうかを問題とする相互主義を採用している。

c. トレード・シークレット

トレード・シークレットは、アメリカが強力に主張している知的所有権の一種であり、その主張はアメリカの法制度に沿ったものである²²⁾。具体的な動きとしては、アメリカの国際貿易委員会が「知的所有権の外国保護および合衆国の産業通商に対する効果」と題する調査報告書を1988年2月に公開した²³⁾。報告書では、アメリカの企業が諸外国で直面する様々な知的所有権保護の問題を取り上げるとともに、保護が不十分な国として47カ国、そしてとくに保護の状況の悪い国として日本・中国・台湾・大韓民国・ブラジル・メキシコをあげている²⁴⁾。

アメリカでは、特許は製品のライフ・サイクルの短縮化に反して取得に時間と費用がかかりすぎ、技術の公開を要し、保護対象が限定されているために限界があり、また、著作権では独自に創作した者に対しては著作権侵害を主張できない点で限界があるとの理由で、企業にとって重要な情報はむしろ秘密にしておくことで自社の優位を保とうとする傾向がみられる。また、トレード・シークレットの侵害に対しては、民事的救済と刑事的制裁がある²⁵⁾。

(3)アメリカ知的所有権制度の問題点

前述した如く、アメリカは自己の経済的な先行きに危機を感じ、知的所有権の保護強化を強力に進めるべく、全世界的な法制度整備の指導的役割をはたそうとしている。しかし、現行のアメリカの知的所有権保護の法性がそのまま国際社会に適用できるものであるのかどうかということを考えると、いくつかの問題が浮かび上がる。

最も大きな問題は、権利発生の手続の違いである。アメリカは先発明主義を採るが、他の多くの国は先願主義を採用している²⁶⁾。先発明主義では先に発明した者に権利が認めれる²⁷⁾。た

とえ出願が遅れても、先に発明したことが立証されれば、その者に権利が与えられるのである²⁸⁾。これに対し先願主義では、先に出願した者に権利が与えられることとなる。技術の開示を代償に独占権を与えるという特許制度の趣旨からいえば、技術を先に開示した先願者のほうに特許を与えようとする先願主義が妥当と思われるが、先に発明した者に特許を与えるほうが正当だとの見解もある。

しかし、先発明主義では誰が先に発明したかの判断がむずかしく、また、審査期間、外国語による出願などについても問題がでてくる²⁹⁾。その他にも、知的所有権の排他的権利保護の期間や特許の公開などについても解決せねばならないもろもろの問題があり、アメリカの制度をもって国際的な知的所有権保護のルールを確立することには極めて困難な問題が随伴する。

2. ヨーロッパの知的所有権保護の動き

国際的な知的所有権保護の流れを認識するために、アメリカとともに重大な影響力を持つ、ヨーロッパ地域における保護の現状を一瞥することとする。

(1)現在の制度

歴史的事実をみると、知的所有権に関する権利が最初に認められたのは、ヨーロッパにおいてであった。特許制度の起源は14～16世紀頃のベネチアとイギリスであるといわれ³⁰⁾、また、知的所有権の国際条約も1886年にスイスのベルンで著作権、1883年にはフランスのパリで工業所有権について結ばれているのである。

ヨーロッパ経済共同体の特許条約としては、1969年にフランス政府主導でEEC閣僚理事会が2つの条約を提案した。ヨーロッパ特許第1条約は、ヨーロッパ特許庁を創設し、すべての締結国のために特許付与手続を中央集権化して統一し、単一方法で実施しようとするもの。ヨーロッパ特許第2条約は、ヨーロッパ経済共同市場のためのヨーロッパ特許を創設しようとするものである³¹⁾。この法制整備は大きな意味を持つこととなり、国境を越えた地域的特許制度

として4億人の経済地域の中で単一の特許法の取得を可能にし、単一の言語・出願手続で取得ができるという合理性を生んだ。また、特許法の基本的な考え方となっている属地主義の原則を破ったことにも意義が認められる³²⁾。

(2)EC統合による知的所有権制度への影響

1992年末、ECの市場統合が行われようとしている。この歴史的変革への過程を振り返ると、その重要なステップとなったのが1985年6月の「域内市場白書」と、1987年に発行した「単一欧州議案書」である。「域内市場白書」は、EC委員会によるもので、EC統合に関しての具体的なプランが提示され、撤廃されなければならない非関税障壁が3つの分野に区分された。3種類の分野とは、物理的障壁、技術的障壁および財政的障壁であり、知的所有権を技術的障壁の中に分類している。

EC統合によって知的所有権への取り組みがどのように変化するのは、ECを構成する各国間の制度の調整はもちろん、日米との経済・通商競争、あるいは根本的な技術開発体制についての姿勢を把握しなければならず、EC全体としての知的所有権の法制がどのような方向に向かうのかを見極めることはできない。ECの統合により、技術開発共同体の強化を図り、日米との技術格差を埋めようという意図で、保護主義的な政策をとればブロック経済志向の知的所有権保護制度の確立ということになり、ECにとって大きなマイナス要因になるばかりでなく、科学技術の進歩さらには世界経済の発展にとって大きな痛手となろう。

EC統合に伴う法制整備においては、日本やアメリカと技術協調を進めていける、技術移転・技術革新が円滑に行われるような制度構築の理念が求められる³³⁾。

[注]

5) 通商法の中で知的所有権に関わるもっとも重要な問題は、関税法337条の改正(1988年)である。

6) アメリカ知的所有権委員会という、アメリカの代表的な11の多国籍企業体で構成されている民間

- 団体。(Intellectual Property Committee)
- 7) Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights
 - 8) 岡田全啓, 古澤徳明『知的所有権とビジネス戦略』(綜合法令1991年) 22頁
 - 9) The Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988
 - 10) 住友商事文書法務部『アメリカビジネス法務』(有斐閣1989年) 300~301頁
 - 11) 住友商事文書法務部, 前掲書, 310頁
 - 12) 日本企業が過去に337条違反を問われた場合でも, 特許侵害はあるが被害なしということで本条の適用をまぬがれた例が少なくない。損害要件がなくなっただけ米国内産業としては提訴しやすくなり, 提訴が増えることも予想される。
 - 13) ITCが必要と認めれば, 337条の調査中であっても暫定的命令を出し, 対象商品を排除することができる。この暫定命令を必要とするか否かを決定するための期間。岡田全啓, 古澤徳明, 前掲書, 21頁によると「関税法337条に基づくITCの調査期間が余りにも短いとして, GATTの紛争処理委員会は, EC委員会の提訴を受け, 内外人平等の原則に反するというGATT違反の裁定を1989年2月に下している」アメリカは不服として裁定書の受け入れを拒んでいたが, GATTのウルグアイ・ラウンドの推進に支障をきたすと考え, 11月にこの裁定を受け入れた。
 - 14) ただし, 大統領から特別の指示があれば, US TRはこれに従う必要がある。
 - 15) 住友商事文書法務部, 前掲書, 311頁
 - 16) 1983年に「産業競争力に関する大統領委員会」が設けられ, 委員長の名前からヤングレポートと呼ばれる。
 - 17) National Commission on New Technological Uses of Copyrighted Works=CONTU
 - 18) 中山信弘「アメリカ著作権法とコンピュータ・プログラム」, 法学協会百周年記念論文集第3巻, 507頁以下参照, 中山信弘「ソフトウェアの法的保護に伴う国際問題」総合研究開発機構編『多国籍企業の法と政策(企業の多国籍化と法I)』(三省堂1986年) 367頁, R. H. スターン(植松宏嘉訳)「米国におけるコンピュータ・ソフトウェアおよびコンピュータに関する改革技術の法的保護」ジュリスト785号1983年, 120頁以下
 - 19) ハードウェアと一体となったソフトウェア等については特許が付与される。
 - 20) R. J. Frank「コンピュータプログラムを含む発明の特許性」AIPPI 22巻1977年, 12号13頁, 竹内祐介「コンピュータ・プログラムと事業を行う方法」AIPPI 19巻1984年, 2号16頁以下, R. H. スターン「アメリカ法におけるコンピュータ・ソフトウェアの特許とトレード・シークレットによる保護」工業所有権法研究75号1982年, 10頁以下
 - 21) Semiconductor Chip Protection Actこれは中山信弘, 前掲「ソフトウェアの法的保護に伴う国際問題」によれば, US Code 17 (Copyright Act) 修正し, 第9章として設けたものである。
 - 22) 舛井一仁, 前掲書, 110頁「アメリカでは, トレード・シークレットに関するモデル法にならった州法が20州で制定されている」
 - 23) Foreign Protection of Intellectual Property Rights and the Effect on U. S. Industry and Trade
 - 24) Robert F. Holden, USIA Staff Writer, "Intellectual Property Major U.S. Concern" (Back grounder on U. S. position, two new studies), March 9, 1988, 土井輝生『トレード・シークレット法』(堂文館1989年) 5頁
 - 25) 舛井一仁, 前掲書, 110頁
 - 26) アメリカでは, 1790年の特許法以来, 新規性は発明の時にあればよく, 権利は最初の発明者に与えられるとされる。中山信弘「従業者発明における発明者の地位」法学協会雑誌91巻1974年5号774頁
 - 27) アイデア段階で, 先発明証明によってその権利は将来も主張できる。また, 他の国の先願制度と違い, 国内でなされた発明はアメリカ人に限らず, 外国人も平等にあつかわれ, 発明された日付の早い方が優先する。外国からアメリカへ, 優先権主張によって特許出願をしたときは, 優先権主張の日付が, アメリカ国内の発明の日付とされる。権利の争いが生じた場合, アメリカ国内に発明を証明する資料があり, その日付が相手特許の優先権の日付より早ければ, その発明による特許出願日付が, 相手特許の優先権主張の日付より後であってもその発明の権利の方が優先されることになる。
 - 28) 詳しい研究開発記録を作成して発明時期の立証に備えるのが普通である。また, 研究報告に日付と共に, そのような研究が行われた事実を証明する第三者のサインがなされるのが慣習となっている。
 - 29) 岡田全啓, 古澤徳明, 前掲書23頁
 - 30) 特許庁工業所有権制度研究会『特許制度の発生と変遷』(大蔵省印刷局1982年)
 - 31) 内田盛也『工業所有権による国際技術戦略』(有斐閣1985年)によれば, ヨーロッパ特許第1条約は, ①英語・ドイツ語・フランス語による出願, ②特許協力条約(PCT)への出願において, ヨーロッパ特許の指定を可能とする, ③新規性・進歩性・工業上の有用性および化学物質と医薬の保護に関する単一的な特許実体法による取扱い, ④ヨーロッパ特許庁によるサーチレポートの作成および出願の審査, ⑤優先日から18カ月後ヨーロッパ特許出願を公開する, ⑥ヨーロッパ特許の付与は出願において指定諸国の国内特許と同等の効力を有する, ⑦特許付与の告示公告の日から9カ月以内に異議申立をヨーロッパ特許庁に対して行う

ことができるなどとしており、加盟国は21カ国である。ヨーロッパ特許第2条約は、①ヨーロッパ特許はEC当時国の単一の特許であり、その効力はすべての当時国について条約に規定されることになる、②係争については、ヨーロッパ司法裁判所へ提訴されるなどであり、条約加盟は9カ国である。

32) 内田盛也, 前掲書, 167頁

33) 岡田全啓, 古澤徳明, 前掲書, 25~30頁

Ⅲ 知的所有権の国際的調整と問題点

歴史の上から知的所有権の保護をみると19世紀の中頃には、イギリス・フランスをはじめとするヨーロッパ各国やアメリカは、特許制度を行っていた。ところが、国際的な技術の交流がさかんになってくると、当時の特許制度は非常に不都合なものであった。すなわち、知的所有権を認めて保護を与えるのは国家であるから、その性質上、各国において主権の範囲内で成立し、その国の中だけ効力を有する属地主義が原則となり、発明者が各国において保護を受けるためには、それぞれの国に出願をして権利化しなければならず、各国の特許法が異っているために保護を受けるには大変な苦勞を要した³⁴⁾。そこで、国際間の交流が活発になるにつれ、各国がまったく異った知的所有権制度を採用していると極めて不便であるとの認識から、属地主義による国境は存在するが、この原則を前提として、複数の国において特許を取得することを容易にするために条約が作られ、知的所有権制度の国際化が図られている。代表的な国際条約としては、G5, G7, OECD を含み1985年4月現在で97カ国が加入している工業所有権の保護に関するパリ条約(1883年締結, わが国は1899年加入)、そして、著作権の保護に関してはベルヌ条約(1886年締結, わが国は1899年加入, 1986年7月現在76カ国加入)がある。両条約は、加盟国の国民に対して自国民と同一の権利保護を与えることにより、知的所有権の国際的保護を図る。さらに、これらの条約を基礎として、出願手続および方式審査の統一化・合理化によ

る特許手続の迅速化を目的とする特許協力条約(PCT, 1970年締結, わが国は1978年加入)、多数国での商標権の取得の迅速化・権利維持の容易化などを図る商標登録条約(TRT, 1973年締結, わが国未加盟)など、多くの条約が次々と制定された³⁵⁾。

1. パリ条約

「工業所有権の保護に関するパリ条約」は、1883年パリで締結され、工業所有権の国際的保護のための世界で最初の同盟を形成するとともに、その有効な保護を達成するための統一規定を置いている。その中核となる内容は、「内外人平等の原則」・「優先権制度」・「各国特許の独立の原則」であるが、現在では世界の主要な国のほとんどがこの条約に加盟しており、パリ条約は国際工業所有権法のもっとも重要な法源の1つとなっている。

パリ条約第2条は、同盟国に対し、特許に関して他の同盟国民への「内外人平等の原則(内国民待遇)」を義務づけている。各同盟国は、自国内に住所を有しない外国人あるいは営業所を有しない外国法人であっても、その者が同盟国の国民・法人である場合には、内国人に課せられる条件および手続を満す限り、内国人・内国法人と同等に取り扱わなければならないという内容を持ち、これは外人法上の原則のみならず、抵触法上の原則をも含むものと解されている³⁶⁾。この規定はかつて支配的であった相互主義の原則³⁷⁾を排除したところに大きな意義をもつ。

パリ条約第4条に定められる「優先権制度」は、何れかの同盟国で正規に特許・実用新案・意匠・商標の出願がなされると、それと同一内容の出願を一定の期間内(特許・実用新案については12カ月、意匠・商標については6カ月)に他の同盟国に出願をする場合には、この権利を主張することにより、出願人はその一定期間内(優先期間)に生じた第三者の行為によるいかなる不利益も受けることがなく、また第三者にいかなる権利も発生させないという取扱いが

なされる権利である。

そして同じく4条の2項では「特許の独立の原則」が規定されている。これは、同盟国の国民が各同盟国に出願して得た特許権は他の国で同一の発明について取得した特許権とは独立したものであり、最初に権利が成立した国である本源国における権利の存立に従属しないことを意味する。すなわち、複数の国に特許出願した場合、特許の権利保護の期間を他の国における特許の期間に制限したり、他の国における拒絶・無効・消滅を理由として不利益を受けることはないというものである。

パリ条約においては、このように内国民待遇の原則などにより、発明者の権利の国際的確保について当初から規定され、その意味においては重要な役割を果たしてきた³⁸⁾。しかし、パリ条約は工業所有権をめぐるすべての問題を統一規定により解決しようとしたものではない。工業所有権に関する国際的な保護の要請は強いとしても、各国の産業の発展度や歴史的経緯の違いがあり、また、産業政策上の利益と緊密な関連をもつものだけに、統一規定を作成するのは困難である。パリ条約は、外人法上の原則と若干の実質法上の統一規定を定めるにとどまる。すなわち、各国知的所有権制度の実体的内容の国際的調整を考えると、パリ条約においては原則として属地主義がとられるため、特許の保護期間・不特許事由・権利設定手続等の法制度の内容については、各国の国内法に任せることとなるのであり、パリ条約自体の各国国内法に対する拘束力も弱く、紛争解決手続などの規定もない。

2. 国別格差と問題点

知的所有権のための国際期間である WIPO は、パリ条約・ベルヌ条約等により知的所有権の国際的枠組を作るべく活動している。しかし、知的所有権制度の国際貿易における重要性が飛躍的に高まるにつれ、現在の調整方法では不十分であるという事態を招いた。

現在の国際知的所有権制度の調整を考える上

で、もっとも大きな問題となっているのは、先進国と発展途上国の知的所有権制度の格差である。一般的に、発展途上国では、特許・商標・著作権をはじめとする知的所有権に関する制度の整備が遅れ、権利の保護が不十分といえる。それにもかかわらず発展途上国はガットの場合において、知的所有権についての協定を作成することには消極的である。これは、もし協定ができた場合には、発展途上国は自国の工業所有権制度を整備するなどの義務を負うが、これによって自国の企業が利益を受けるとは限らず、先進国の企業が利益を受け、発展途上国の企業は先進国企業から一方的に工業所有権等の許可を受けるのみという立場になることもありうるからである³⁹⁾。現実には多くの発展途上国で自国産業を保護・育成するために、外国企業に対して不利と考えられるような工業所有権の制度が存在し運用されている。たとえば、①特定の物質については特許が付与されない⁴⁰⁾、②特許の権利保護の期間が短い⁴¹⁾、③特許の不使用に対して強制実施が命ぜられる⁴²⁾、などが行われている。また、特許以外の知的所有権についても、不正商品が大きな問題となっており、とくに EC 諸国は著名ブランドの模倣品により利益が害されていると、強力に取締りを行っている。

発展途上国と先進国の産業には技術開発力に歴然とした差があり、発展途上国が国内産業の発展を望むことは当然だといえる。しかし、知的所有権の保護に優先するかたちで国内産業の保護を極端に行えば、外国企業がその国に新しい技術を導入して特許を得ようとする意欲を持たなくなるであろう。このような政策は、発展途上国にとって有利な結果を導き出すとは思えない^{43) 44)}。

第二の問題は、先進国間の知的所有権制度の格差である。国際的には制度が基本的に属地主義を取るため、先進各国の制度がまちまちであり、とくにアメリカと他の先進国（主に日本とヨーロッパ）間の調整が大きな問題となっている。たとえば、特許の付与に関して、アメリカ

は先発明主義を採用し、先に技術を発明した者に与えているが、他の先進国は先願主義を採用し、先に当該技術を出願した者に与えることとなっている。この場合、アメリカの先発明主義は、外国における発明を先発明として認めておらず、他国の発明者は不利益を被りかねない。

また、最近大きく取り上げられている先進国間の知的所有権制度の問題には、アメリカによる知的所有権の保護強化の動きに対するものがある。これは、アメリカにおける関税法337条に関して、知的所有権の過剰保護があるのではないかと、日本やヨーロッパ諸国が主張している問題である。

〔注〕

- 34) 相澤英孝「国際特許制度の諸問題」総合研究開発機構編『多国籍企業と国際取引』（企業の多国籍化と法Ⅱ）（三省堂1987年）137頁
- 35) 舛井一仁，前掲書，92頁
- 36) 木棚照一「国際工業所有権法」丹宗昭信他編『国際経済法』（青林書院1987年）383頁
- 37) 外国人に対してその外国人が所属する国が自国民に保護を与える場合にのみ保護を与える（特許法第25条参照）
- 38) 実際にパリ条約は国際特許制度の中核として機能し、各国の特許制度の基礎となっている。たとえば、1984年のヨーロッパ特許出願33092件のうち31313件がパリ条約上の優先権を主張するものである。（EUROPEAN PATENT OFFICE, ANNUAL REPORT, 1984, P. 74）
- 39) 松下満雄『国際経済法』（有斐閣1988年）318頁
- 40) 韓国・ブラジル・メキシコ・インドにおいては、特定の薬品・化学物質について特許が付与されない。
- 41) 台湾・イラン・チリなどにおいては、特許存続期間が、1～5年と短い。特許権保護の期間が短いと、発明者が十分な利益を受けられず、発明者は発明のために投入した資金を回収できなくなる。
- 42) 韓国・台湾などにおいては、特許の実施がない場合には、第三者に特許の実施権が付与されることがある。
- 43) 松下満雄，前掲書，324頁
- 44) 発展途上国の中でも、巨大経済圏である北アメリカ・ECの周辺中進国家は、国内産業の防衛と、巨大経済圏との関連の調整に苦しんでいる。

IV 国際知的所有権の将来への展望

国際的規模の知的所有権に関する法制度の調整が、すぐにも必要なのは明白である。知的所有権制度の整備に関しては、最低限の統一規定をまず作成せねばならない。たとえば、特許等の取得の要件・保護の期間・侵害に対する救済・強制実施等についての一定の基準を示すことが必要となり、この国際的に統一された制度の下に、各国が国内法を整備することとなる。

現在の国際的な特許制度について見てみると、これまでの数十年間は、パリ条約の特別協定のヨーロッパ特許条約・特許協力条約を中心として発展してきた。この傾向は今後も続き、特別協定が国際特許制度において、より一層重要なものとなるであろうことは予想される。そして、パリ条約は、国際特許制度の基礎としての存在を保ちながらも、その役割は薄れると思われる。

新しい国際的調整への努力として、1983年から三極特許庁会合（ヨーロッパ特許庁・日本特許庁・アメリカ合衆国特許商標庁）が開かれ、調整作業を始めている。三極の特許庁は世界の特許保護に対してリーダー的な役割を果たしているので、合理的な調整がなされれば国際的な保護にとって大きな意味を持つこととなる⁴⁵⁾。さらに、GATTの場で知的所有権問題が取り上げられたことも、大きな進展を期待させる。

これからの課題として、もっとも困難だと思われるのは、先進国と発展途上国との間の技術開発力の格差を、どのように扱っていくかということである。発展途上国に対して、先進国と同一の基準を要求し、同一条件での競争を義務付けることが妥当であるかは疑問であり、先進国企業による技術の独占が生じ、発展途上国の国益に反する事態も起こり得る。発展途上国の産業保護に考慮を払いつつ、これらの国々における知的所有権保護の制度をどのように進めていくかを考え、国際的統一規定としての知的所有権制度を実施するならば、先進国企業による権利の濫用を、防止する仕組みを作らねばなら

ない。

国際的な統一規定自体は、アメリカの制度が日本及びヨーロッパの制度に歩みよる形で、調整が進むものと予想される。すなわち、先発明主義から先願主義へ、特許公開制度の導入、特

許の保護期間の統一などが考慮の対象となることであろう。

〔注〕

45) 相澤英孝, 前掲書, 219頁